

地域再生法の一部を改正する法律案の概要<予算関連法律案>

少子高齢化・人口減少等の社会経済情勢の変化に対応した地域の再生を図るため、特定地域再生事業の創設、地域再生のための施策についての提案制度の法定化、地域再生推進法人の指定制度の創設等について定める。

背景

<日本再生の基本戦略(平成23年12月24日閣議決定)>

- 地域再生制度等の見直し
高齢者の介護、医療、生活支援や、再生可能エネルギーを活用したまちづくりなどの特定の施策の推進を通じて地域の再生が進むよう、関連法制を見直す。

地域再生法の一部を改正する法律案の概要

1. 特定地域再生事業の創設

特定政策課題の設定

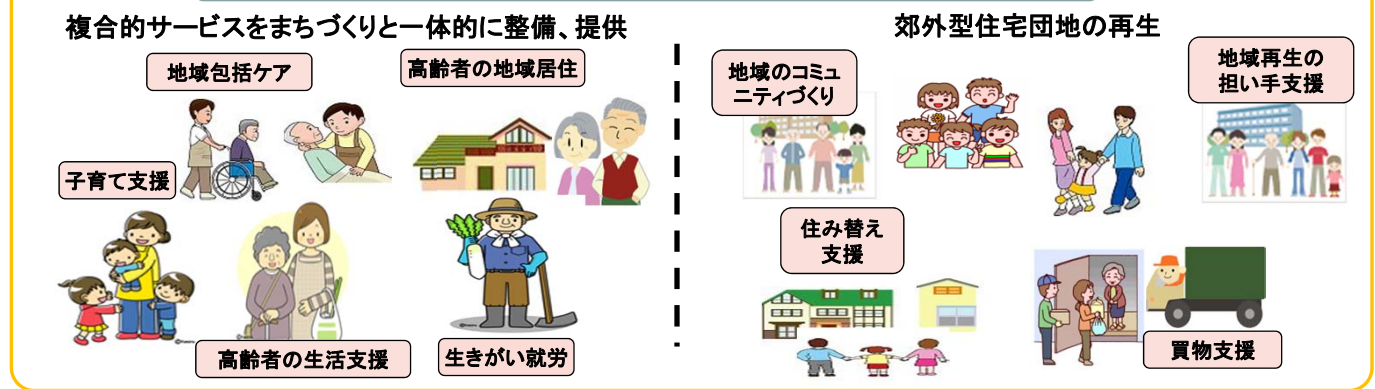
特定政策課題: 地方公共団体が地域再生を図るために特に重点的に取り組むことが必要な政策課題として政令で定めるもの

- 特定政策課題のイメージ
- 地域における少子高齢化の進展に対応した良好な居住環境の形成
⇒ 保健・医療、介護・福祉、子育て等のサービスをまちづくりと併せて一体的に整備・提供
 - 人口の減少、高齢化の進展等に対応した地域社会の形成
⇒ 居住者の高齢化が進む郊外型住宅団地の再生
 - 再生可能エネルギー等の活用による環境に配慮した都市機能の増進
⇒ 省エネルギー対策、リサイクル対策等を一体的に行うエコタウンの推進

特定地域再生事業を記載した地域再生計画の認定

◆地方公共団体は、特定政策課題の解決に資する特定地域再生事業を記載した地域再生計画を作成し、内閣総理大臣に認定を申請

特定地域再生事業を記載した地域再生計画のイメージ



認定地域再生計画に基づく特定地域再生事業に対する特別の措置

- ・民間事業者への融資に関する特定地域再生支援利子補給金の支給
- ・社会福祉の増進等に取り組む株式会社への出資に係る課税の特例(株式譲渡益からの控除)
- ・公共施設等の除却に要する経費を地方債の起債対象とする地方債の特例
- ・その他、特定地域再生事業費補助金を予算措置

2. 提案募集の法定化

地域再生のための提案募集を明確に位置づけ

- 地方公共団体等からの提案の活性化
- 地域のニーズを踏まえた支援策の充実

3. 地域再生推進法人の指定制度の創設

地域再生に取り組む非営利法人を地域再生推進法人として地方公共団体の長が指定

- コミュニティ再生等のノウハウを蓄積したNPO等と連携した地域再生の推進